



弁理士 加藤 真司
(北京 KING & WOOD PRC LAWYERS駐在中)

中国のカラオケ著作物の使用料徴収騒動

2006年11月10日、中国の国家版權局はカラオケ著作物に対する使用料の基準を公告した。この基準によれば、カラオケ経営者は、12元(約180円)／部屋／日の使用料を払わなければならない。これに対して、カラオケ業者からは反発の声が上がり、ちょっとした騒動にまで発展している。

まず、なぜ行政である国家版權局がカラオケ著作物に対する使用料を公告するのかという点について説明しておく。中国では、2005年3月に「著作権集団管理条例」が施行されており、その第25条では、著作権集団管理組織は、著作物の使用者と個別に使用契約を結ぶ以外に、国家版權局が公告した使用料徴収基準に従って使用者との間で使用料の具体的な額を約定することができる旨が規定されている。国家版權局はこの規定に基づいて、「中国著作権協会」及び「中国音像集体管理協会(設立準備中)」が上記の基準で使用料を徴収することを公告したのである。従って、このカラオケ著作物の使用料は、いわゆるオフィシャルフィーではなく、あくまでも著作権者に対して支払うものである。

カラオケ業者は著作物使用料が決定されたこと自体に反発しているわけではない。使用料の決定は、個別の使用料支払訴訟に巻き込まれてきたカラオケ業者にとってもありがたい制度である。問題は、12元／部屋／日という徴収方法及びその額にある。この徴収方法によれば、カラオケルームが使用されたか否かに関わらず、毎日使用料を払わなければならない。また、この12元という額の根拠についても、国家版權局はなんら納得のいく説明ができていない。例えば、30部屋のカラオケ店の場合には、その売り上げに関わらず、年間に12元×30部屋×365日＝約13万円の使用料を支払わなければならないことになる。現在、都市部での平均年収が20万円程度であることを考慮すると、この額は安くはない額となる。なお、現在中国には10万以上のカラオケ業者がいるといわれており、各カラオケ業者が平均20の部屋を有しているとする、徴収総

額は年間で約87億6000万円(約1314億円)以上になる。広州の文化娯楽業協会は、この基準による使用料支払の拒否を宣言し、上海市の文化娯楽業協会も全国的範囲で民意を問うよう要求している。

国家版權局が「著作権団体管理組織」として正式に認められていない「中国音像集体管理協会」を徴収主体として認めたことにも疑問が残る。更に、国家版權局のある関係者は、広州の文化娯楽業協会の支払拒否宣言を受けて、「拒否は許さない。強制的に徴収する。」と厳格に基準を執行する姿勢を示している一方、著作権団体管理組織側は「使用料を払えない業者については、我々はとりあえずは徴収しません」とトーンが低い。実は、国家版權局がカラオケ著作物使用料の徴収を発表したのは、文化部が「全国カラオケコンテンツ管理サービスシステム」を打ち立てて、リクエスト数に基づく使用料の徴収を開始すると発表した二日後である。

このように、巨額となる徴収料、徴収主体の認定の不透明性、国家版權局と著作権団体管理組織との間の温度差、行政庁間での縄張り争い等を合わせ考えると、国家版權局は著作権者の利益のみのために使用料を徴収しようとしているわけではないのではという疑問も生じてくる。広州の文化娯楽業協会は、著作権団体管理組織が強行徴収をするならば、訴訟等の法的手段も辞さないと言っている。なお、国家版權局によれば、この12元／部屋／日という基準は、徴収額の上限であって地域ごとに、又は規模に応じて、下方修正することができる。今後、著作権団体管理組織と使用者との間で基準が下方修正されるか否かが注目される。このカラオケ使用料の問題で最も注目されるのは、徴収した使用料の分配である。著作権団体管理組織は非営利団体であり、徴収した使用料は当該組織の運営に必要な費用を残してすべて権利者に渡されなければならない。この使用料分配の透明性が確保されなければ、カラオケ業者側の不満もおさまらないのではないと思われる。

本ニュースレターの掲載内容を、当事務所の専門的な助言なしに具体的事案に適用した場合に関し、当事務所では一切の責任を負いかねます。

編集 後記

昨年の後半あたりから、特許の審査基準統一に向けての会議等、世界特許に向けた取り組みについてのニュースをよく目にするようになりました。すぐにでも世界特許が実現しそうな論調ですが、今年はどうに進んでいくのでしょうか。いずれにしても、これまで以上にグローバルな視点が必要になってくることは間違いなさそうです。

当所ニュースレターは、中国在住の所員からの海外レポートにも注力していきたいと考えておりますので、本年も宜しくお願い申し上げます。
(編集委員 弁理士 鈴木 守)



Oslaw News Letter

2007.1 vol.2

目次

Contents

| | | | |
|-----------|----------------------|-----------|----|
| ● 論文 | 特許クレーム解釈の日米比較 | 弁理士 田中 久子 | 1 |
| ● 論文 | 「輸出」を実施行為等とする法改正について | 弁理士 中道 徹 | 4 |
| ● 法改正(商標) | 小売のサービスマーク登録(実務上の対応) | 弁理士 中村 仁 | 6 |
| ● 判例紹介 | [特許、商標、不正競争防止法、著作権] | | 8 |
| ● 米国判例紹介 | | | 11 |
| ● 海外 News | 中国のカラオケ著作物の使用料徴収騒動 | 弁理士 加藤 真司 | 12 |

論文

Thesis

特許クレーム解釈の日米比較 ～Phillips事件を題材として～

弁理士 田中 久子



米国におけるPhillips事件

米国Phillips対AWH事件の2005年7月12日付CAFC大法廷判決¹は、特許クレームの文言の解釈にあたり、辞書の定義を重視する「手続遵守的」アプローチと、明細書や出願経過を総合的に考慮する「総合主義的」アプローチの、いずれが妥当であるかという長年の対立²について、解決を図ったものとして有名である。

「手続遵守的」アプローチは、明細書に記載された限定を不当にクレームに読み込んでしまうことを確実に防止できるという利点があるが、このアプローチを採ったTexas Digital判決³以降、クレーム文言を明細書の文脈から離れて不当に広く解釈することを助けるとして、批判されてきた。

一方、「総合主義的」アプローチは、クレーム文言を明細書の文脈に沿って理解することと、明細書の限定を読み込むこととの区別が、実際には難しいために、予測可能性の点で問題があるとされてきた。

Phillips大法廷判決は、「手続遵守的」解釈の不採用を明らかにした上で、今後統一して採るべき「総合主義的」解釈においては、明細書に接した「当業者」がクレーム文言をどのように理解するかを追究することにより、正しいクレーム解釈に到達できると述べている。

そして、Phillips大法廷判決は、事件の結論としては、明細書からクレームに限定を読み込んで非侵害とした地裁判決を破棄した。この結論は、「総合主義的」解釈を採っても、不適切な

〈引用〉

¹ Phillips v. AWH Corp. 415 F.3d 1303 (Fed. Cir. 2005)

² 岩瀬吉和「クレーム解釈に関するCAFCの大法廷判決—Phillips対AWH事件—」(『知財管理』2005年Vol.55 No.12, pp.1801-1813)

³ Texas Digital Systems, Inc. v. Telegenix, Inc. 308 F.3d 1193 (Fed. Cir. 2002)

限定を明細書からクレームに読み込むことはないということ、アピールしているかのようにも見える。

具体的には、クレーム中の「壁から内方に延びるバツフル」という記載における「バツフル」（じゃま板）を、壁に対して「斜め」に置かれたものに限定解釈し、「垂直」に置いた被告製品は非侵害であるとした地裁判決及びCAFC旧判決（大法廷にかかる前に3人の合議体で下された判決）が、破棄された。

日本から見たPhillips事件

日本では、Phillips大法廷判決につき、クレーム、明細書及び出願経過を重視し、辞書はクレームや明細書の記載内容の理解を助けるために参照するものという点で、日米のクレーム解釈に相違がなくなったとする見解⁴のほか、抽象論では相違がなくなったものの、具体的な事案処理ではかなり隔たりがあり、米国の方が、クレーム文言を形式的に満たしさえすれば侵害が認められる可能性が依然として高いという意見⁵がある。

ところで、Phillips事件に関しては種々の記事や論文が出されており、クレーム解釈の妥当性については論じ尽くされていると思われるが、被告製品との関係について論じたものは、筆者の調べた限り見当たらないようである。しかし、被告製品の実際の構成を知らずに、侵害／非侵害の結論を導くクレーム解釈について考察することは、日本特許の実務家にとって、違和感があるのではないだろうか。本稿では、この点から出発して、日米のクレーム解釈を比較してみたい。

Phillips事件の被告製品

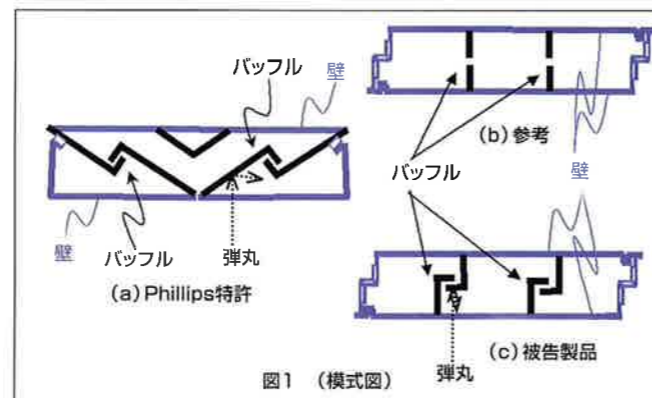
Phillips特許の「バツフル」は、クレーム上、「スチール製」であって「耐荷重性を増大させる」手段であることに特徴があり、2枚の壁とともに「炎、音、衝撃に耐える防護壁の建設に使われる組み立て用モジュール」を構成することが要件となっているが、壁から延びる「角度」については、独立クレームでは言及されていない。一方、従属クレーム及び明細書には、この「バツフル」が、図1(a)のように、壁から「斜め」に延びることで、壁を貫通してきた弾丸を逸らすことができることが記載されており、「バツフル」が「垂直」な実施例は記載されていない。

これに対し、「バツフル」に対応するものが壁から「垂直」に延びるとされる被告製品であるが、これが、仮に図1(b)のような構成だとすれば、Phillips特許の発明の技術的範囲には属さないものと感じられるかもしれない。しかし、実際の被告製品は、図1(c)のような構成であり、クレームに「角度」が言及されていないにも拘らずこれを「垂直」だから非侵害と断じることには、疑問を感じる実務家も多いのではなかろうか。

Phillips特許の図1(a)の構成は、クレームに規定された要件と照らし合わせれば、1枚壁よりも「衝撃」に強くなるように、2重壁とし、その間に「スチール製」の部材を設けても「熱」や

「音」が一方の壁から他方の壁へ伝わらないように、2枚の壁の夫々から内方に延びる「バツフル」が互いに接触しない配置にしつつ、延ばした「バツフル」をフランジで終端することによって、「耐荷重性」を増大させたものと理解することができる。「斜め」に延ばすのは、「耐荷重性」を最大化するためである。そして、「バツフル」の一般的語義は、「何かの流れを曲げ、阻止、又は調節する部材」であるところ、図1(a)の「バツフル」は、熱と音と弾丸が一方の壁から他方の壁へ流れるのを曲げ、阻止する部材であると理解される。「斜め」の「バツフル」は、弾丸を完全に阻止するための最適実施例である。

一方、図1(c)の被告製品においても、2重壁の間に「スチール製」の部材を設けながらそれを介して「熱」や「音」が伝わることをないように、夫々の壁から延びる「バツフル」が接触しない配置にしつつ、「バツフル」を互いにずれた位置から延ばし且つフランジで終端することによって、「耐荷重性」を増大している。また、図1(c)の「バツフル」は、熱や音の流れを曲げ、阻止するほか、フランジの存在によって、部分的には弾丸の阻止も可能にしている。しかも、弾丸の阻止は、クレームに明記された要件ではないのである。



このように考えれば、図1(c)の被告製品は、「斜め」という最適な実施例は採用してはいると、依然として、「耐荷重性」を増大させる「バツフル」（流れを曲げ、阻止する部材）というPhillips特許の技術思想を利用しているといえそうである。

そうすると、「バツフル」が「斜め」のみか「垂直」を含むかという米国訴訟におけるクレーム解釈の論点だけでは、図1(b)と(c)を区別できず、日本で侵害／非侵害を判断するには足りないのではないかという疑問が生じてくる。つまり、米国では、クレーム解釈の段階と、製品との対比の段階とが、明確に分かれているため、論点が固定化してしまうのに対し、日本の実務では、被告製品の実際の構成を見ながらクレーム解釈と製品との対比を同時並行的に行うため、いわば、より「総合主義的」に、侵害／非侵害の判断がなされることになるように思われる。

Claim Differentiation

Phillips大法廷判決において、「バツフル」が「斜め」のものに限定されないとされた大きな理由の一つに、従属クレームの存在がある。従属クレームには、「バツフルが弾丸を逸らすような角度で配置される」という記載があり、このようなクレームがあるということは、独立クレームの「バツフル」自体には「角度」の限定はないことを意味すると判断された。

日本では、特許法36条5項に「一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない」とあるため、Claim Differentiationは成立しないものの、明細書における用語の使われ方から、用語自体に限定が内在するのかが、限定する場合は修飾語を外から付加する必要があるのかを論じることは、有効な場合もあると考えられる。

公知技術の参酌

日米のクレーム解釈のもう一つの大きな相違は、出願経過で引用されていない公知技術を、クレーム解釈の基礎とできるか否かである。

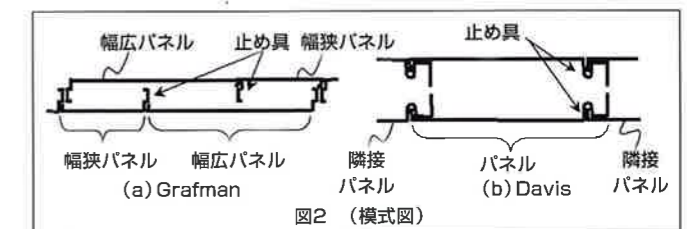
米国では、新たな公知技術を使用してクレーム解釈をするのは、公示機能に反するから、あくまで特許の有効／無効の問題として扱うというルールになっており、Phillips大法廷判決でも、クレーム文言につき複数の解釈ができてしまうときに特許が無効とならない方の解釈を選択するという場合に限り、公知技術を参酌できることが確認された。

日本では、キルビー最高裁判決により侵害訴訟で無効判断ができるようになって以降は、米国と同じ運用でよいといわれつつも、出願時の技術水準を把握した上で、それに対して特許発明がどのように技術を進歩させたか、その実質的価値を見て、発明の技術的範囲を定めるという考え方が生きており、新たな公知技術も参酌される。それでも、新たな公知技術でクレームが無効になるのであれば、限定解釈の根拠にはならない。

Phillips事件の場合、米国では、「バツフル」が「垂直」を含むと解釈したクレームが、公知技術に基づいて無効となるかどうかの問題となる。判決で挙げられているGrafman (USP 2,717,664; 図2(a)) やDavis (USP 4,501,101; 図2(b)) を見ると、「バツフル」に対応するのは、壁を構成するように隣接するパネル同士を接合する際の止め具として内方に垂直に突き出た部材に過ぎず、「耐荷重性」を増大させることが開示されているといえるかどうか、定かでない。被告側に立てば、これらの公知技術に「耐荷重性」を増大させることの開示があるかもしくは自明であることを立証できるかどうか、勝負になると考えられる。

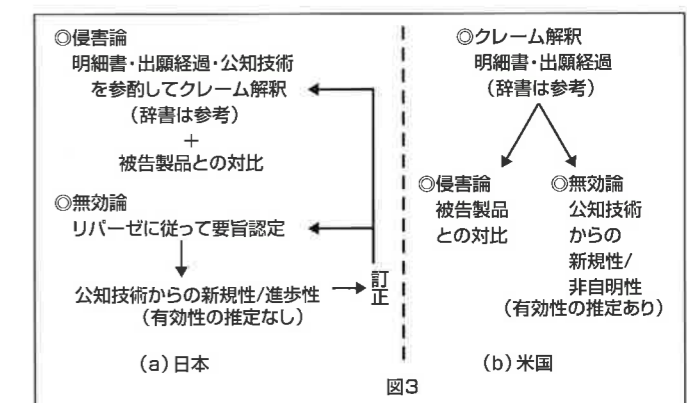
日本では、リパーゼ最高裁判決に沿った広い要旨認定の下で、公知技術からの新規性又は進歩性を見ることになるが、上記公知技術の止め具でも、「耐荷重性」がゼロとはいえないければ、「耐荷重性」の開示もしくは示唆があるものとして、特許無効となる可能性が、米国より高いように思われる。但し、原告側が、

例えばフランジの配置等を付加してクレームを減縮する訂正（訂正後も被告製品が技術的範囲に含まれるような訂正）をしていく可能性を考えれば、被告側としては、そこまで訂正しても無効にできる公知技術を用意しておくべきであろう。逆に、訂正をする原告側は、フランジの配置の特徴や作用が明細書に明示的に説明されていないため、新規事項追加や記載不備の問題が出てくるリスクを考慮する必要がある。



結語

以上、Phillips事件を題材に考察してきたが、最後に、日米のクレーム解釈について、図3(a)(b)にまとめておく。現在、日米いずれの裁判所も、明細書からクレームに限定を読み込むことに対して慎重であるから、被告側としては、安易にクレームの限定解釈のみに頼るのは危険であり、製品を含むように解釈したクレームを無効にできる公知技術を準備しておくことが肝要となる。



〔引用〕

⁴ 設楽隆一「クレーム解釈手法の推移と展望」(『金融・商事判例』No.1236, 2006年3月増刊号, pp.48-57)

⁵ 松本直樹「フィリップス事件と日本から見た米国侵害訴訟の注意点」(『知財管理』2006年Vol.56 No.9, pp.1323-1342)